報告第24号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分する。

令和元年7月30日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

- 事故発生の日時
 平成30年12月24日 午後8時00分頃
- 2 事故発生の場所 つくば市みどりの中央5番6地先
- 3 相手方
 - (1) 住所 栃木県さくら市
 - (2) 氏名
- 4 事故の概要

上記日時場所においてコミュニティ道路の植樹桝に車両が落ちたため、市道5-3646号線を走行中の相手方車両底面が損傷した。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金27,708円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。